

サービス連合17-03号
2017年8月24日

各加盟組合代表者殿
各地連議長殿

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
(サービス連合)
会長 後藤 常 康

運輸労連 物流を止めないための「時間外労働の上限規制」の適用を求める請願書 への署名協力要請について

日頃はサービス連合の活動にご理解、ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、標題について全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）より協力要請を受けました。

政府は、働き方改革実現会議の「実行計画」を踏まえて、時間外労働の上限について年720時間以内、かつ過労死認定基準を根拠に設定した時間、など労働基準法制定以降初めて罰則付きで定めることとしました。ただし、自動車運転の業務には一般的なルールが適用されず、規制開始から5年後に年960時間以内の上限規制が適用されることとされ、また、休日労働を含むかどうかは明文化されていません。休日労働が規制時間の別枠となれば、過労死基準を大幅に上回る時間外労働が容認されることとなります。

トラック産業は、全産業のなかで過労死等の認定件数が職種・業種ともに1位となっています。今回の要請は、厳しい労働環境の現状で若年者のなり手は非常に少なく、人手不足で物流が止まる危機であり、物流を止めないためにすべての労働者に「時間外労働の上限規制」の適用を求めるものです。

サービス連合では第1回中央執行委員会で趣旨に賛同し協力することを確認しました。

つきましては、各加盟組合および各組織にて趣旨をご理解のうえ、署名にご協力いただくよう要請いたします。集まった署名は、運輸労連をつうじ国会に提出します。

記

1. 協力要請

- 署名対象は、組合員および家族、知人等、より多くの方にご協力をお願いします。
- 添付した署名用紙を利用のうえ、原本を郵送や持参等により提出してください。
- 添付した署名用紙が足りない場合は、お手数ですがコピー対応またはサービス連合ホームページにも掲載（要請文・署名用紙・リーフレット）していますのでダウンロードのうえ活用願います。また、運輸労連が作成したリーフレットをあわせて送付いたしますので活用ください。

2. 締切日

＜サービス連合集約＞ 一次集約 : 2017年 9月13日 (水)
最終集約 : 2017年 9月27日 (水) 必着

3. 提出・送付・問い合わせ先

サービス連合本部 岩崎・橋本・矢野 宛
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2F
TEL: 03-5919-3261 FAX: 03-5919-3264

ご協力いただきました署名は、サービス連合で取りまとめ、運輸労連を經由し国会に提出いたします。

以上